苫小牧市教育大綱 2023-2027 年度

基本理念

未来の社会をつくるひとづくり

「教育の目的はひとづくりであり、今日の教育が子どもたちの未来をつくり、未来の社会をつくる」 という教育の重大な使命を自覚し、教育の振興と発展に向けて取り組む。

教育推進の指標

未知なるものに果敢に挑戦する自立の精神にあふれ、 連帯と共生の豊かな心と活力にあふれる人を育てる。

自立

グローバルな視野で活躍する子 どもたちが、主体的・対話的に 深く学び、「自立」の精神あふ れる「生きる力」を身に付ける。

連帯

未来を担う子どもたちを育てる 学校・家庭・地域が、それぞれ の思いをつむぎ、「連帯」の心 をもって活力あふれる人材を育 てる。

共生

生涯学習の主体者である市民一人一人が、世代や性別を超え、 人権を尊重し、活力あふれる「共生」の社会をつくりだす人材を 育てる。

13の基本施策

社会で生きる学びの推進

- 1 確かな学力の育成
- 2 これからの時代に求められる資質・能力の育成
- 3 多様な価値を尊重する豊かな心の育成
- 4 体力向上・健康教育の充実
- 5 特別支援教育の充実

学校・家庭・地域の 思いをつむぐ体制の確立

- 6 幼児教育の充実と学校段階間の連携・接続の推進
- 7 不登校児童生徒への支援の充実
- 8 学校と地域の連携・協働の推進
- 9 学びのセーフティネットの構築
- 10 教育環境・学校施設・設備の充実

すべての人が学び続け 活躍できる社会の実現

- 11 主体的に生涯学習を続け、郷土の発展を支えるひとづくり
- 12 いつでも、誰とでも学べる環境づくり
- 13 文化・芸術・スポーツがいつも身近にあるまちづくり

夢実現教育の推進

子どもたちの夢の実現を行政や地域が後押しする取組を進めるほか、夢実現教育を全校で実施

するなど大きな夢に向かって活躍する人材をまちぐるみで育てる。

各学校の取組

「キャリア教育」の充実

社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付ける

(職業体験、こころの授業)

「ふるさと教育」の充実

地域への理解と愛着を深め、未来の形成者とし

(企業連携による体験、歴史・自然学習等)

ての力を養う

一行政の取組

夢実現プロジェクト(仮)

1 子どもたちが夢を語る場を設定

テーマに対する子どもたちの自由な意見を集約

2 子どもたちによるプレゼン (未来創造にども会議)

行政各担当者へのプレゼン、意見交換

3 子どもたちの提案を実現

行政や企業、地域の協力で夢を実現

苫小牧市立小中学校規模適正化 「現状と課題」 【概要版】

第1節 「現状と課題」の考え方

「苫小牧市小中学校規模適正化基本方針」に定める「望ましい学校規模」を踏まえ、少子化の進行、アフターコロナにおける学びの保障、地域コミュニティの充実等の視点を加え、「**望ましい教育環境**」の整備を推進するため、本市の現状と課題を整理する。

本資料の位置付け

O学校規模適正化基本方針

望ましい学校規模(適正規模) 小学校 12~24学級 中学校 9~18学級

H26.11 学校規模適正化地域プラン

〇小 • 中学校施設整備計画

長寿命化大規模改修 機能回復(屋根・外壁) 改築

R2.2 改定(令和2~9年度)

令和3年12月 学校規模適正化「現状と課題」(本資料)

本市の現状と課題を整理し、基本方針に基づく統廃合や通学区域の変更の必要性 (地域プラン策定) について検討するための資料とする。

本市全体の現状

少子化の進行: 令和9年までに約1,500人減少、小中5校が小規模校化の見込み

小中一貫・連携教育: 小学校6校において進学先の中学校が複数に分かれるため小中の連携に課題

地域共同体制:校区と町内会区分の不一致により、地域との連携やコミュニティ・スクール導入に課題

第3節 課題解決に向けた検討について

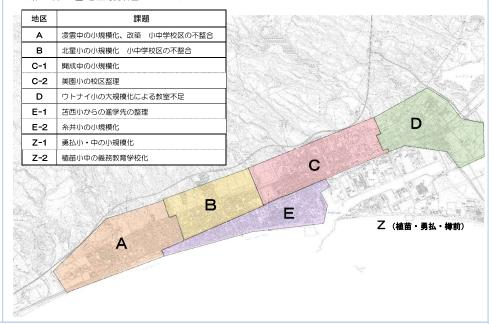
課題の解決方法

学校の小規模化・大規模化にはそれぞれメリット・デメリットがあるため、一概に規模適正化 を推し進める必要はない。

	小規模校	大規模校
メリット	・一人ひとりに目が届き、きめ細やかな指導 ・各種行事で一人ひとりに活躍の機会 ・深い人間関係	・多様な考え方に触れ、切磋琢磨しあえる ・多様な学習・指導形態が可能 ・豊かな人間関係、多様な集団の形成が可能
デメリット	・多様な考え方に触れ、切磋琢磨しあう機会が少ない ・人数不足により学習・指導形態に限りがある ・人間関係の固定化	・一人ひとりの把握が難しくなりやすい ・各種行事で一人ひとりに活躍の機会が与えにくい ・学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい

- ① 学校経営の工夫により各学校規模におけるメリットの最大化、デメリットの最小化を図る
- ② 学校の統廃合や校区の変更で規模適正化を図る

第2節 各地区別課題について



今後のスケジュール案

各地区で抽出した課題の優先度を順位付けし、スケジュールの検討を行う。スケジュール案については、 適宜見直しを図る。

旭日	.兄旦しで凶る。								
		R3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10
D '	ウトナイ小の大規模化			\longrightarrow					
Z-2	植苗小中の義務教育学校化								
Z-1	勇払中の小規模化						-		
Α :	凌雲中の小規模化								
E-1	苫西小からの進学先の整理	•							
C-2	美園小の校区整理								
В :	北星小の小規模化	•							→
C-1	開成中の小規模化								─
E-2	糸井小の小規模化								

学校・保護者・地域と協議し方向性を決定

今後の規模適正化に向けて

児童生徒数現状

R12 (見込み)	6,232	3,830	10,062
•	•	•	•
RG	8,086	4,344	12,430
令和元年度	8,947	4,502	13,449
H26 (10年前)	9,322	4,643	13,965
	児童数	生徒数	+



児童生徒数は1985年(昭和60年)の24,196人をピークに年々減少。

出生数も令和4年959人→令和5年897人→令和6年779人に。

2 学校規模

大規模	1校 ウトナイ	1校青翔		
適正規模	11校	8株	7楼	5楼
小規模	8校 日新 清水 大成 苫東 苫西 岩草 糸井 明野	6校 凌雲 開成 明野 沼/端 勇払 植苗(後)	13校 泉野 北星 豊川 日新 清水 明野 苫東 苫西 岩草 大成 糸井 趓 美園	10校 凌雲 <u>光洋</u> 開成 明野 沼/端 <u>苫東</u> 勇払 植苗(後) 啓明 明倫
過小規模	3校 勇払 樟前 植苗(前)		3校 勇払 偉前 植苗(前)	
	小学校	中学校	小学校	中学校
	o C	2	R12	(見込み)

【小規模校(過小規模校)】

令和6年度 17校 → 令和12年度 26校 約7割の学校が、小規模校(過小規模校)へ

※適正規模

小学校12~24学級(目安:学年2~4クラス)

中学校9~18学級(目安:学年3~6クラス)

3 新たなプランの策定について

- ・少子化及び学校の小規模校化が進行 → 将来にわたり、子どもたちにとってより望ましい規模の学校づくりの検討
- ・昭和40~50年代に集中的に整備された学校の更新時期が到来 → 大きな財政負担、より効率的な整備へ

新たなフランを策定し、統廃合を含めた学校の規模適正化・適正配置の取組を推進する

10 名増で協議中

苫小牧市の不登校対策について

1 これまでの取組



不登校児童生徒の支援に関する指針の概要

これまで市教委は令和3年4月に不登校対策ブランを策定し、各学校で「未然防止」「初期対応」「自立支援」の取組 を実施してきましたが、不登校児童生徒の増加に歯止めがかからない状況です。そのため、「不登校児童生徒に対する教 育機会の確保」「支援の拡充」に向け、不登校児童生徒の支援に関する指針」を策定することにしました。



これまでの取組

[未然防止の視点]

【初期対応の視点】

【自立支援の視点】

(トピリカ学級関級)

・不登校対策プランの策定 (「魅力ある 学校づくり」の推進)

不登校児童生徒に関する研修

・不登校対策モデル校の指定

(小学校1校、中学校1校指定) (不登校対策支援員の配置)

学校適広指道教室の東部地区開設

スクールソーシャルワーカー活用事業

現状の課題

不登校児童生徒の多くは、社会的なつながりや学びが途切れがちであり、多様な課題に応じたきめ細かな支援が必要である。そのための手立てとして、不登校児童生徒に対し社会性を身に付けさせることや教育機会を保障する必要がある。

「不登校児童生徒の支援に関する指針」の内容構成

- 1 不登校児童生徒が学校外の公的機関及びフリースクール等民間施設において相談・指導を受ける場合に関するガイドライン
- ・学校外の公的機関 教育支援センター「あおば学級」「トピリカ学級」「山なみ学級 (R5.4 開級予定)」 - フリースクール
- 不登校の子供に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の 施設 ・通常、学校のある時間帯で受け入れを行っている
- ○不登校児童生徒が学校外の公的機関及びフリースクール等民間施設において相談・指導 を受けた場合の指導要録上の「出席扱い」について
- 2 不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用して学習を行う場合のガイドライン・オンライン授業~ 教室又は別室と自宅をオンラインで接続し、同時双方向型の授業・オンライン学習~自宅でAI型ドリルや学校から配付された課題を使った学習
- ○不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の「出席扱い」について

2 現状と推進指標

指標		R4	R5	目標値
「学校に行くのは楽しい」と回答した児童生徒の割合(%)	小	81. 0	80. 2	85
	中	75. 9	78. 3	85
「不登校児童生徒」数(人)	小	130	195	120
	中	363	393	240
30 日以上の長期欠席児童生徒において関係機関等からの支援を受けている割合	小	75. 7	69. 9	80
(%)	中	56. 4	61. 9	80
不登校児童生徒のうち教育支援センター(適応指導教室)やフリースクール等に	小	1. 2	3. 6	30
おいて相談・指導や支援を受けた児童生徒の割合(%)	中	6. 5	7. 4	30
不登校の子どもに対し、オンラインによる学習指導や教育相談を実施している学	小	0	7. 7	100
校の割合(%)	中	0	13. 3	100

新市長レク資料 R6.12. 教育部指導室

- 3 今後の取組予定
- (1) 不登校対策研究委員会(令和6年度設置)による効果的 な支援の方策に関する研究と成果の還流
- (2) 不登校の要因の多面的・多角的な分析により有効な対策 の検討
- (3) 教育機会の確保に向けたオンライン学習の手法や効果的 活用の研究推進
- (4) 不登校児童生徒に対する寄り添い方や接し方の在り方に ついて外部有識者の視点も踏まえた社会で支える意識の 醸成
- (5) 市内全小・中学校の校内教育支援センター設置および不 登校対策支援員の配置 R7 支援員
- (6) 教育支援センター機能の見直しと居場所づくりの促進
- (7) フリースクール等民間施設との連携強化
- (8) 医療等との連携

○魅力ある学校づくりと不登校児童生徒への支援の充実

- ・魅力あるよりよい学校づくりの推進
- ・不登校の子どもを支援する体制の強化

○学校、家庭、地域が連携・協働した不登校対策の推進

- ・多様で適切な教育機会の確保
- ・ICTを活用した適切な支援の促進

苫小牧市

校内教育支援センター設置ガイドライン

令和7年4月 苫小牧市教育委員会



1 校内教育支援センターの設置

(1)目的

登校に不安や悩みを抱える児童生徒に対して、教職員が継続的に関わることにより、児童生徒の多様な 学びの機会を確保し、将来の社会的自立に向けた支援を行う。



学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時 や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時 に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋 のことです。児童生徒のペースに合わせて相談に乗 ってくれたり学習のサポートをしてくれたりしま す。

(2) 位置付け

- ① 登校に不安や悩みを抱える児童生徒が利用できる場とする
- ② 不登校対策支援員を段階的に配置し※個別のプラグラムに沿った学習支援や教育相談を行う場とする。
- ③ 養護教諭を含め様々な教職員が組織的・継続的に関わり、個々の状況・ニーズに応じた多様な学びの機会を確保する場とする。
- ④ 教育相談の機能を有し、SC、SSW、心の教育相談員等を活用し、児童生徒の不安や困り感を受け止める場とする。

※別紙「個別のプログラム」参照~学校独自の様式でも可だが、個々の計画は必須。

(3) 期待される効果

- ① 担当支援員がいることで、児童生徒に所属意識や安心感が生まれる。
- ② 児童生徒個々の状況・ニーズに応じた学びの機会を確保できる。
- ③ 小集団の中で、人間関係づくりのスキルアップや社会性を身に付けることができる。
- ④ 支援員がコーディネーター役となることで、所属学級の担任や学年による抱え込みを防ぎ、職員間の情報共有や連絡調整を円滑に進めることができる。

(4) 支援内容

「個別のプログラム作成・活用」

- ① 学習支援
 - 遠隔授業への参加、AIドリル教材の活用、興味関心に基づいた学習
- ② 教育相談
 - 支援員、学級担任、養護教諭等の教職員、SC、SSW等との教育相談
- ③ 交流学習
 - 通常の授業や行事への参加、在籍学級の児童生徒との交流(オンライン含む)
- ④ 一時利用
 - 児童生徒の状況に応じて保護者と連携した柔軟な対応

一人一人が安心して過ごせる空間

玄関からなるべく近い位置などなるべく入りやすい 場所に教室を配置し、親しみやすい教室名で運営

他の視線が気になる児童生 徒への対応



授業の進度に合わせた各学 年、各教科のプリントを常備 利用児童生徒が興味のあ りそうな本を整備 自然と交流できるように 交流スペースの用意

3 一日のスケジュール例

1	登校前	・前日の様子を確認 ・教室環境の確認 等
2	朝の会	・出席状況の確認 ・個別の時間割の確認(自己決定の場面) 等
3	授業中	・個別の学習支援 ・交流学習 ・教育相談 等
4	給食・休み時間	・給食指導 ・学級担任との面談 等
5	帰りの会	・一日の振り返り ・翌日の日程の確認 ・配布物の確認 等
6	放課後	・委員会活動への参加 ・部活動への参加 等

4 校内教育支援センターの運営手順例

(1) 全教職員の意識統一

- ・全教職員による運営(目的や手段等)
- ・積極的に評価に反映するための方法や手順

(2) 全教職員の役割の明確化

- ・運営責任者は各学校で決定(不登校対策支援員との密な連携)
- 不登校対策支援員の役割の明確化
- ・全教職員がかかわりながらの運営

(3) 校内教育支援センターの校内外への周知

- ・設置のねらいや方法等を明記し児童生徒や保護者に周知
- ・利用までの流れ (校内委員会等での協議や体験等を含めて利用が決定するなど)
- ・一日の流れ(登下校時間や活動内容など)
 - ① 毎日の時間割・登校時間は基本本人による自己決定
 - ② 行事や交流学習については事前に周知した上で参加は本人の意思を尊重
 - ③ 通常学級の授業をオンライン配信 等

(4) 定期的な教育相談

- ・一人一人の児童生徒の抱える課題、将来への不安等に応えるサポート体制
 - ① 適切なアセスメントから長欠シートや別紙の個別のプログラムを活用し、本人の願いをもとに 長期、短期の目標を家庭も交えて決定し、PDCAサイクルで支援。
 - ② 足が向かない児童生徒に対しアウトリーチ型の支援を実施

(5)関係機関との連携

・SSWや他の関係機関と連携し、本人の居場所の選択肢が増えるよう配慮



不登校は問題行動ではありません。

全教職員での共通理解のもとで設置し、個々の支援内容を明確にした支援を進め、適切に評価・改善しながら次へのステップに進めましょう。

学校によって、不登校児童生徒数はもちろんのこと教室環境など実態は様々ですので、 優先順位を決めてできるところから進めましょう。